

平成 27 年 8 月 27 日

各 位

水戸信用金庫

元金庫職員の逮捕に関するお知らせ

この度、茨城県警察(竜ヶ崎警察署)が元金庫職員を横領の疑いで逮捕したとの報道がありました。

この事件は、平成 25 年 9 月に発覚し、同年 10 月 2 日に報道各社並びに当金庫ホームページにより公表した横領事件で、内部調査により事件の内容が判明したことから、事故者を平成 26 年 3 月に懲戒解雇とし、刑事処罰を求めため、当金庫が刑事告発したものです。元職員に対する刑事的な対応の報道がなされ、お客様をはじめ地域の皆様に、ご心配をおかけいたしますことに関し、改めてお詫び申し上げます。

事件の内容や事故者に関することにつきましては、既に司直の手にお任せしている状況であり、今後の捜査に支障が出ることも予想されますので、コメントは差し控えさせていただくことをご容赦願います。

社会的・公共的役割を担い、高い信用を求められる金融機関でありながら、このような事態を招きましたことを厳粛に受けとめ、役職員一同深く反省し再発防止に向けて、内部管理態勢の一層の充実・強化と法令等遵守態勢の確立に役職員一丸となって全力で取り組んで参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先
水戸信用金庫 総務部 029-222-3302

以 上